

### 3 決算処理

決算を行い、決算書類（損益計算書・貸借対照表等）を作成します。

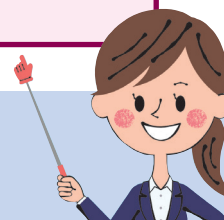
次ページ「課税取引金額計算表」へ

【元帳】 簡易共通				【元帳】			
売 上				仕 入			
2019年 月 日	摘要	借方	貸方	2019年 月 日	摘要	借方	貸方
	年間計		20,000,000		年間計	15,000,000	
	うち8%対象(旧税率)		a 15,000,000		うち8%対象(旧税率)	d 12,000,000	
	うち8%対象(軽減)		b 2,500,000		うち8%対象(軽減)	e 1,200,000	
	うち10%対象		c 2,500,000		うち10%対象	f 1,800,000	
	うち免税		0		うち免税	0	
	うち非課税		0		うち非課税	0	
	うち不課税		0		うち不課税	0	

※ 決算の方法については、特に定めはありませんが、勘定科目ごとのその年の合計額（年間計）のほか、上記のとおり、課税取引（税率別：上記の元帳の例では a～f）、免税取引、非課税取引及び不課税取引ごとの合計額を記載しておくこと、消費税確定申告書の作成が容易となります。

#### POINT!

消費税の軽減税率は、旧税率と同じ 8% ですが、消費税率 (6.3% → 6.24%) と地方消費税率 (1.7% → 1.76%) の割合が異なりますので、上記 (a と b、d と e) のとおり区分経理する必要があります。



項 目		金 額	
営業 損益 の部	売上高		20,000,000
	売上原価		14,900,000
	売上総利益		5,100,000
	販売費及び一般管理費		2,200,000
	営業利益		2,900,000
経常 損益 の部	営業外収益		
	受取利息・配当金	1,000	
	雑収入	0	
	営業外収益合計		1,000
	営業外費用		
	支払利息	0	
	雑支出	0	
	営業外費用合計		0
	経常利益		2,901,000

売上原価	
期首商品棚卸高	500,000
仕入金額	15,000,000
小計	15,500,000
期末商品棚卸高	600,000
差引原価	14,900,000

注) 決算額を基に決算書類を作成します。  
貸借対照表は掲載を省略しています。  
帳簿及び損益計算書は記載を簡略化しています。

※ 個人事業者の方は、青色申告決算書又は収支内訳書の作成が必要です。

# 4 申告書作成

個人事業者の方は、令和2年1月に公開予定の国税庁ホームページの「確定申告書作成コーナー」で、決算処理してから「課税取引金額計算表」に転記する内容を、画面の案内のとおりに入力すれば、消費税確定申告書が作成できます。

## (1) 課税標準額・消費税額の計算

前ページ「元帳」から

○ 課税取引金額計算表

科目	決算額	Aのうち課税取引にならないもの(※1)	課税取引金額(A-B)	R1.9.30以前(※2)			R1.10.1以後(※2)		
				うち旧税率6.3%適用分 D	うち軽減税率6.24%適用分 E	うち標準税率7.8%適用分 F			
科目	A	B	C	D	E	F			
売上(収入)金額(雑収入を含む) ①	20,001,000	1,000	20,000,000	a 15,000,000	b 2,500,000	c 2,500,000			
売上原価									
期首商品棚卸高 ②	500,000								
仕入金額 ③	15,000,000		15,000,000	d 12,000,000	e 1,200,000	f 1,800,000			
小計 ④	15,500,000								
期末商品棚卸高 ⑤	600,000								
差引原価 ⑥	14,900,000								
差引金額 ⑦	5,101,000								
経費									
租税公課 ⑧	100,000	100,000							
水道光熱費 ⑩	100,000		100,000	75,000		25,000			
接待交際費 ⑭	300,000	200,000	100,000	50,000	20,000	30,000			
給料賃金 ⑳	1,200,000	1,200,000							
地代家賃 ㉓	500,000	200,000	300,000	225,000		75,000			
計 ㉔	2,200,000	1,700,000	500,000	350,000	20,000	130,000			
差引金額 ㉕	2,901,000								
③ + ㉔	17,200,000		15,500,000	12,350,000	1,220,000	1,930,000			

※1 B欄には、非課税取引、輸出取引等、不課税取引を記入します。  
また、売上原価・経費に特定課税仕入れに係る支払対価の額が含まれている場合には、その金額もB欄に記入します。  
※2 令和元年10月1日以後に行われる取引であっても、経過措置により旧税率が適用される場合があります。

付表1-2 税率別消費税額計算表 兼 地方消費税の課税標準となる消費税額計算表  
〔経過措置対象課税資産の譲渡等を含む課税期間用〕

簡易共通

課税期間	平成31・1・1～令和元・12・31	氏名又は名称		
区分	税率3%適用分 A	税率4%適用分 B	税率6.3%適用分 C	旧税率分小計 X (A+B+C)
課税標準額 ①	000	000	② 13,888 000	13,888 000
①の内訳				
課税資産の譲渡等の対価の額 ①-1	※第二表の②欄へ	※第二表の③欄へ	※第二表の④欄へ	※付表1-1の①-1X欄へ
特定課税仕入れに係る支払対価の額 ①-2	※①-2欄は、課税売上割合が95%未満、かつ、特定課税仕入れがある事業者のみ記載する。		※第二表の⑤欄へ	※付表1-1の①-2X欄へ
消費税額 ②	※第二表の⑫欄へ	※第二表の⑬欄へ	※第二表の⑬欄へ	※付表1-1の②X欄へ
			③ 874,944	874,944

### 【税率 6.3%適用分】

- ①  $15,000,000 \times 100/108 = 13,888,888$  [付表 1-2 ① -1C欄]
- ②  $13,888,888 \rightarrow 13,888,000$  (千円未満切捨て) [付表 1-2 ① C欄]
- ③  $13,888,000 \times 6.3\% = 874,944$  [付表 1-2 ② C欄]

- ・ 付表 1-2・2-2 は、A、B及びC欄の合計をX欄に記載します。
- ・ 付表 1-1・2-1 のX欄は、付表 1-2・2-2 から転記します。また、X、D及びE欄の合計をF欄に記載します。
- ※ このページから13ページまで同様の記載となります。

消費税の確定申告に当たっては、消費税額等を税率の異なるごとに区分して計算する必要がありますので、税率の異なるごとに区分した課税売上げ及び課税仕入れ等を集計する必要があります。

※ 日々の記帳において、取引を税率の異なるごとに区分（区分経理）しておく必要があります。

**POINT!**

決算書類（損益計算書等）に記載の決算額は税率ごとの区分がありませんので、決算書類からは消費税確定申告書の作成ができません。

消費税申告には、課税期間内の取引を課税取引（税率別）、免税取引、非課税取引及び不課税取引に区分する必要がありますので、区分経理された元帳（3・4ページの元帳を参照）を基に、左記のような表（この事例では国税庁ホームページに掲載の個人事業者用「課税取引金額計算表（事業所得用）」を使用しています。以下「計算表」といいます。）で整理しておくくと便利です。

※ この計算表は、免税・非課税・不課税の取引金額を、B欄にまとめて記載する様式となっています。個人事業者の方については、申告書の作成に便利な「課税取引金額計算表」、「課税売上高計算表」及び「課税仕入高計算表」を国税庁ホームページに掲載していますので、ご利用ください。「課税取引金額計算表」については、法人の事業者の方もご利用いただけます。

付表1-1 税率別消費税額計算表 兼 地方消費税の課税標準となる消費税額計算表

一般

簡易共通

課税期間		平成31・1・1～令和元・12・31	氏名又は名称	
区分	旧税率分小計 X	税率6.24%適用分 D	税率7.8%適用分 E	合計 F (X+D+E)
課税標準額 ①	(付表1-2の①X欄の金額) 円 13,888 000	円 2,314 000	円 2,272 000	円 18,474 000
① の 内 訳	課税資産の譲渡等の対価の額 ① (付表1-2の①-1X欄の金額) 13,888,888	※第二表の⑤欄へ 2,314,814	※第二表の⑥欄へ 2,272,727	※第二表の⑦欄へ 18,476,429
特定課税仕入れに係る支払対価の額 ①-2 (付表1-2の①-2X欄の金額)		※①-2欄は、課税売上割合が95%未満、かつ、特定課税仕入れがある事業者のみ記載する。 2,314,814	※第二表の⑧欄へ	※第二表の⑨欄へ
消費税額 ②	(付表1-2の②X欄の金額) 874,944	※第二表の⑩欄へ 144,393	※第二表の⑪欄へ 177,216	※第二表の⑫欄へ 1,196,553

【税率 6.24%適用分】

- ④  $2,500,000 \times 100/108 = 2,314,814$  [付表 1-1 ① -1 D欄]
- ⑤  $2,314,814 \rightarrow 2,314,000$  (千円未満切捨て) [付表 1-1 ① D欄]
- ⑥  $2,314,000 \times 6.24\% = 144,393$  [付表 1-1 ② D欄]

【税率 7.8%適用分】

- ⑦  $2,500,000 \times 100/110 = 2,272,727$  [付表 1-1 ① -1 E欄]
- ⑧  $2,272,727 \rightarrow 2,272,000$  (千円未満切捨て) [付表 1-1 ① E欄]
- ⑨  $2,272,000 \times 7.8\% = 177,216$  [付表 1-1 ② E欄]



## (2) 課税売上割合の計算

○ 課税取引金額計算表

科 目	決算額 A	Aのうち課税 取引にならない もの(※1) B	課税取引金額 (A-B) C	R1.9.30以前(※2)			R1.10.1以後(※2)		
				うち旧税率 6.3%適用分 D	うち軽減税率 6.24%適用分 E	うち標準税率 7.8%適用分 F	うち旧税率 6.3%適用分 D	うち軽減税率 6.24%適用分 E	うち標準税率 7.8%適用分 F
売上(収入)金額 (雑収入を含む) ①	20,001,000	1,000	20,000,000	15,000,000	2,500,000	2,500,000			
売上原価									
期首商品棚卸高 ②	500,000								
仕入金額 ③	15,000,000		15,000,000	12,000,000	1,200,000	1,800,000			
小計 ④	15,500,000								
期末商品棚卸高 ⑤	600,000								
差引原価 ⑥	14,900,000								
差引金額 ⑦	5,101,000								
経費									
租税公課 ⑧	100,000	100,000							
水道光熱費 ⑩	100,000		100,000	75,000		25,000			
接待交際費 ⑭	300,000	200,000	100,000	50,000	20,000	30,000			
給料賃金 ⑳	1,200,000	1,200,000							
地代家賃 ㉓	500,000	200,000	300,000	225,000		75,000			
計 ㉔	2,200,000	1,700,000	500,000	350,000	20,000	130,000			
差引金額 ㉕	2,901,000								
③ + ㉕ ㉖	17,200,000		15,500,000	12,350,000	1,220,000	1,930,000			

※1 B欄には、非課税取引、輸取出引等、不課税取引を記入します。  
また、売上原価・経費に特定課税仕入れに係る支払対価の額が含まれている場合には、その金額もB欄に記入します。  
※2 令和元年10月1日以後に行われる取引であっても、経過措置により旧税率が適用される場合があります。

付表1-2 税率別消費税額計算表 兼 地方消費税の課税標準となる消費税額計算表  
〔経過措置対象課税資産の譲渡等を含む課税期間用〕

一般

課 税 期 間		平成31・1・1～令和元・12・31	氏名又は名称		
区 分	税率3%適用分 A	税率4%適用分 B	税率6.3%適用分 C	旧税率分小計 X (A+B+C)	
課 税 標 準 額 ①	円 000	円 000	円 ② 13,888 000	円 ※付表1-1の①X欄へ 13,888 000	
① 課税資産の譲渡等の対価の額	① ※第二表の②欄へ 1	③ ※第二表の③欄へ	④ ※第二表の④欄へ ① 13,888,888	⑤ ※付表1-1の①-1X欄へ 13,888,888	

付表2-2 課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表  
〔経過措置対象課税資産の譲渡等を含む課税期間用〕

一般

課 税 期 間		平成31・1・1～令和元・12・31	氏名又は名称		
項 目	税率3%適用分 A	税率4%適用分 B	税率6.3%適用分 C	旧税率分小計 X (A+B+C)	
課 税 売 上 額 ( 税 抜 き ) ①	円	円	円 * 13,888,888	円 ※付表2-1の①X欄へ 13,888,888	
免 税 売 上 額 ②					
非課税資産の輸出等の金額、 海外支店等へ移送した資産の価額 ③					
課税資産の譲渡等の対価の額(①+②+③) ④				(付表2-1の③F欄の金額) 18,476,429	
課税資産の譲渡等の対価の額(④の金額) ⑤					
非 課 税 売 上 額 ⑥					
資産の譲渡等の対価の額(⑤+⑥) ⑦				(付表2-1の③F欄の金額) 18,477,429	
課 税 売 上 割 合 ( ④ / ⑦ ) ⑧				(付表2-1の③F欄の割合) [99%] ※端数切捨て	

⑩ 13,888,888 [付表 2-2 ①C欄] + 2,314,814 [付表 2-1 ①D欄] + 2,272,727 [付表 2-1 ①E欄]  
= 18,476,429 [付表 2-1 ①F欄]

⑪ 免税売上額がある場合に記載します。

⑫ 非課税売上額 1,000 [付表 2-1 ⑥F欄]

(注) 課税取引金額計算表①B欄 1,000 円は、非課税である受取利息です。

⑬ 18,476,429 + 1,000 = 18,477,429 [付表 2-1 ⑦F欄]

⑭ 18,476,429 / 18,477,429 = 99% [付表 2-1 ⑧F欄]

※ この事例では、売上対価の返還等がないものとして計算をしています。

売上対価の返還等がある場合の付表 2-1・2-2 の「課税売上額 (税抜き) ①」欄は、旧税率の場合  
課税売上額 (税抜き) = 課税売上高 (税込み) × 100/108 - 売上対価の返還等 (税込み) × 100/108  
となります。また、売上金額から売上対価の返還等を直接減額する方法で経理している場合は、  
減額した後の金額に 100/108 を乗じた金額となります。

付表1-1 税率別消費税額計算表 兼 地方消費税の課税標準となる消費税額計算表

一般

課税期間		平成31・1・1～令和元・12・31	氏名又は名称	
区分	旧税率分小計 X	税率6.24%適用分 D	税率7.8%適用分 E	合計 F (X+D+E)
課税標準額 ①	(付表1-2の①X欄の金額) 円 13,888,000	円 ⑤ 2,314,000	円 ⑧ 2,272,000	円 ※第二表の①欄へ 18,474,000
① 課税資産の譲渡等の対価の額	(付表1-2の①-1X欄の金額) 13,888,888	※第二表の⑤欄へ ④ 2,314,814	※第二表の⑥欄へ ⑦ 2,272,727	※第二表の⑦欄へ 18,476,429

付表2-1 課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表

一般

課税期間		平成31・1・1～令和元・12・31	氏名又は名称	
項目	旧税率分小計 X	税率6.24%適用分 D	税率7.8%適用分 E	合計 F (X+D+E)
課税売上額 (税抜き) ①	(付表2-2の①X欄の金額) 円 13,888,888	円 2,314,814	円 2,272,727	円 ⑩ 18,476,429
免税売上額 ②				円 ⑪
非課税資産の輸出等の金額、海外支店等へ移送した資産の価額 ③				
課税資産の譲渡等の対価の額 (①+②+③) ④				円 ※第一表の⑤欄へ ※付表2-2の④X欄へ 18,476,429
課税資産の譲渡等の対価の額 (④の金額) ⑤				円 18,476,429
非課税売上額 ⑥				円 ⑫ 1,000
資産の譲渡等の対価の額 (⑤+⑥) ⑦				円 ※第一表の⑥欄へ ※付表2-2の⑦X欄へ ⑬ 18,477,429
課税売上割合 (④ / ⑦) ⑧				※付表2-2の⑧X欄へ ⑭ 99% ※端数切捨て